

第六章 貿易上の救済

第A節 セーフガード措置

第六・一条 定義

この節の規定の適用上、

「国内産業」とは、輸入産品に関し、締約国の領域において活動する当該輸入産品と同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

「経過期間」とは、特定の産品に関し、この協定の効力発生の日から三年間をいう。ただし、当該産品の関税の撤廃がより長い期間にわたって行われる場合には、経過期間は、当該産品についての関税の段階的な撤廃の期間をいう。

「経過的安全ガード措置」とは、第六・三条（経過的安全ガード措置の実施）2に定める措置をいう。

第六・二条 世界向けのセーフガード

1 この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 3に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に従ってとられた措置について、締約国に権利を与え、又は義務を課するものではない。

3 セーフガードに関する調査を開始する締約国は、セーフガード協定第十二条1(a)の規定に従ってWTOのセーフガードに関する委員会に提出した通報の電子的な写しを他の締約国に提供する。

4 いずれの締約国も、この協定に基づき当該締約国が設定する関税割当てにより輸入される産品に対し、この章の規定に基づくセーフガード措置をとり、又は維持してはならない。千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づくセーフガード措置をとる締約国は、この協定に基づき当該締約

国が設定し、附属書二―D（関税に係る約束）の当該締約国の表の付録Aに定める関税割当てによる原産品の輸入が重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こすものでない場合には、当該輸入を当該セーフガード措置の対象から除外することができる。

5 いずれの締約国も、同一の産品に対し、次の二以上の措置を同時にとり、又は維持してはならない。

(a) この章の規定に基づく経過的安全措置

(b) 千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づくセーフガード措置

(c) 附属書二―D（関税に係る約束）の当該締約国の表の付録Bに定めるセーフガード措置

(d) 第四章（繊維及び繊維製品）の規定に基づく緊急措置

第六・三条 経過的安全措置の実施

1 締約国は、この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として、次のいずれかに該当する場合には、経過期間中に限り、2に定める経過的安全措置をとることができる。

(a) 原産品が他の一の締約国から当該締約国の領域に絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で輸入されている場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する産品を生

産する国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとき。

- (b) 原産品が他の二以上の締約国から当該締約国の領域に絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で輸入されている場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとき。ただし、当該経過的セーフガード措置をとろうとする締約国が、当該経過的セーフガード措置の対象となる各締約国からの輸入に関し、当該各締約国からの原産品の輸入が当該各締約国についてのこの協定の効力発生日の後から絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加していることを証明する場合に限る。

2 締約国は、1に定める条件が満たされる場合には、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

- (a) 原産品についてこの協定に定める関税の更なる引下げを停止すること。
- (b) 次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで原産品の関税を引き上げること。
- (i) この(b)に定める措置をとる時における実行最恵国税率

セーフガード措置を漸進的に緩和する。

5 経過的安全ガード措置をとった締約国は、当該経過的安全ガード措置の適用期間が終了したときは、当該経過的安全ガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう附属書二―D（関税に係る約束）の自国の表に定める関税率を適用する。

6 いずれの締約国も、同一の産品について二回以上経過的安全ガード措置をとってはならない。

第六・五条 調査手続及び透明性の要件

1 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)の規定に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ経過的安全ガード措置をとる。このため、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 締約国は、1に規定する調査においては、セーフガード協定第四条2(a)及び(b)に定める要件に従う。このため、同条2(a)及び(b)の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第六・六条 通報及び協議

1 締約国は、次の場合には、他の締約国に対し速やかに書面による通報を行う。

(a) この章の規定に基づく経過的セーフガード措置に関する調査を開始する場合

(b) 第六・三条（経過的セーフガード措置の実施）に規定するところにより輸入の増加が重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしていることの認定を行う場合

(c) 経過的セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(d) 既にとった経過的セーフガード措置を修正する決定を行う場合

2 締約国は、他の締約国に対し、前条（調査手続及び透明性の要件）1の規定に基づいて要求される自国の権限のある当局の報告であって公表されるものの写しを提供する。

3 締約国は、1(c)の規定に従って自国が経過的セーフガード措置をとり、又は延長する旨の通報を行う場合には、当該通報に次の事項を含める。

(a) この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として他の一又は二以上の締約国からの原産品の輸入が増加したことにより引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの証拠

(b) 当該経過的セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明（当該原産品が分類される統一システ

ムの項又は号であつて、附属書二―D（関税に係る約束）の関税に係る約束の表において用いられてゐるものを含む。）

(c) 当該経過的安全措置の正確な説明

(d) 当該経過的安全措置を導入しようとする日付、予定適用期間及び当該経過的安全措置の漸進的な緩和のための計画があるときは当該計画

(e) 当該経過的安全措置を延長する場合には、関係する国内産業が調整を行つてゐるという証拠

4 この章の規定に基づく経過的安全措置の手續をとる締約国は、産品が当該手續の対象となる他の締約国からの要請があつた場合には、1に規定する通報又は権限のある調査当局が当該手續に関連して行つた公告若しくは報告を検討するため、当該要請を行つた他の締約国と協議する。

第六・七条 補償

1 経過的安全措置をとる締約国は、産品に対して当該経過的安全措置がとられる各締約国と協議した後、当該経過的安全措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に同等の貿易の効果を有する譲許又は当該増大分と等価値の譲許を行うことにより、相互に合意する貿易の自由化

に資する補償を提供する。当該締約国は、当該経過的安全保障措置をとった後三十日以内に、当該協議の機会を与える。

2 産品に対して経過的安全保障措置がとられるいずれの締約国も、1に規定する協議の開始の後三十日以内に貿易の自由化に資する補償について合意に達しない場合には、当該経過的安全保障措置をとる締約国との貿易について実質的に等価値の譲許の適用を停止することができる。

3 産品に対して経過的安全保障措置がとられる締約国は、当該経過的安全保障措置をとる締約国に対し、2の規定に従って譲許を停止する少なくとも三十日前に書面により通報する。

4 1に規定する補償を提供する義務及び2に規定する譲許を停止する権利は、経過的安全保障措置の適用期間が終了した時に消滅する。

第B節 ダンピング防止税及び相殺関税

第六・八条 ダンピング防止税及び相殺関税

1 各締約国は、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

2 この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定又は補助金及び相殺措置に関する協定に基づいてとられる手続又は措置について、権利を与え、又は義務を課するものではない。

3 いずれの締約国も、この節及び附属書六―A（ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行）の規定の下で生ずる事項について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

附属書六―A ダumping防止税及び相殺関税の手續に関する慣行

締約国は、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダumping防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に従つて貿易上の救済措置をとる各締約国の権利を第六・八条（ダumping防止税及び相殺関税）において認める。締約国は、次の慣行（注）を、貿易上の救済の手續における透明性及び適正な手續の目標を推進するものと更に認める。

注 この附属書に掲げる慣行は、ダumping防止税及び相殺関税の手續に関する慣行の包括的な一覧を構成するものではない。当該手續の特定の側面がこの附属書に掲げられ、又は掲げられていないことをもつて、いかなる推定も行つてはならない。

(a) 締約国が、他の締約国からの輸入に対するダumping防止税又は相殺関税に関する適切に作成された申請書を当該締約国の調査当局が受領した後調査を開始する遅くとも七日前までに、当該申請書を受領した旨を当該他の締約国に対し書面により通報すること。

(b) 調査当局が、調査の過程において、回答者（注）から提供された情報であつて、ダumping防止税の対象となる価格差の算定又は相殺関税の対象となる補助金の水準に関連するものについて対面による検

証を行うこととした場合には、その旨を当該回答者に速やかに通知するとともに、次のことを行うこと。

注 この(b)の規定の適用上、「回答者」とは、締約国の調査当局によりダンピング防止税又は相殺関税に関する質問書に回答するよう求められる生産者、製造者、輸出者、輸入者及び適当な場合には政府又は政府機関をいう。

(i) 当該回答者に対し、当該調査当局が対面による情報の検証を行おうとする日の少なくとも十執務日前に通知すること。

(ii) 当該回答者に対し、対面による情報の検証の少なくとも五執務日前に、当該回答者が当該検証において対処するために準備すべき項目及び検討のために利用可能にする裏付けとなる書類の種類を記載した文書を提供すること。

(iii) 対面による検証が終了した後、秘密の情報(注)を保護することを条件として、当該検証を行う際にとられた方法及び手続並びに回答者から提供された情報が検証の際に検討された書類により裏付けられた程度について記載した報告書を提供すること。当該報告書は、利害関係を有する全ての者が自己の利益を擁護する上で十分な時間的余裕をもって利用可能にする。

注 この附属書の規定の適用上、「秘密の情報」には、秘密のものと提供された情報であつて、その性質上、例えば、そ

の開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことを理由として、秘密であるものを含む。

(c) 締約国の調査当局が、それぞれの調査及び検討に関する公の一件書類であつて次の事項を含むものを保管すること。

(i) 当該調査又は検討の記録の一部を成す全ての秘密でない書類

(ii) 秘密の情報を開示することなく実行可能な範囲内で、それぞれの調査又は検討の記録に含まれる当該情報の秘密でない要約。個々の情報を要約することが不可能である場合には、調査当局が当該情報を集約することができる。

公の一件書類及び調査又は検討の記録に含まれる全ての書類の一覧表は、当該調査当局の通常の執務時間中閲覧及び謄写のため物理的に利用可能とするか、又はダウンロードするために電子的に利用可能とする(注)。

注 謄写の手数料がある場合には、当該手数料は、提供された役務の費用の概算額を限度とする。

(d) 締約国の調査当局が、他の締約国からの輸入に係るダンピング防止税又は相殺関税に関する措置において、情報提供の要請に対する適時の回答が当該要請に適合していないと決定する場合には、その不備の性質について当該回答を提出した利害関係を有する者に通知し、及び当該措置をとるために定める期間に照らして実行可能な範囲内で、当該者に対し、当該不備を是正し、又は説明するための機会を与えること。当該調査当局は、当該者が当該不備に関して更に情報を提出したが、当該調査当局が当該回答を十分でないと判断した場合又は当該回答が定められた期間内に提出されない場合において、当該調査当局が当初及びその後の回答の全部又は一部を考慮しないときは、決定その他の書面において、その情報を考慮しない理由について説明する。

(e) 調査当局が、最終的な決定を行う前に、確定的な措置をとるかどうかを決定するための基礎とする重要な事実を利害関係を有する全ての者に通知すること。当該調査当局は、秘密の情報を保護することを条件として、利害関係を有する者に当該重要な事実の開示に対応する機会を与えるため、当該重要な事実を開示するために合理的な手段（記録に記載されているデータを要約した報告書、決定案若しくは仮の決定又はこれらを組み合わせたものを含む。）を用いることができる。